

お客様 各位

新型コロナウイルス感染拡大に伴う 「緊急事態宣言」延長時の弊社対応について

先般、政府より発令された「緊急事態宣言」は当初5月6日までが期限とされていましたが、現時点においても感染終息に向かうかは依然予断を許さない状況であり、「緊急事態宣言」が延長される可能性があります。

弊社では4月21日以降、管理員・清掃員業務を停止させて頂いておりますが、「緊急事態宣言」が延長された場合は、延長宣言の趣旨・方針に則り、社内外への感染被害抑止とお客様の安全確保、弊社従業員の安全確保の観点から下記のとおり対応させていただきます。

引き続き、お客様には大変ご不便・ご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 管理員・清掃員の業務停止を**延長**させていただきます。
※ゴミ出し業務に関する業務に限定して対応致します。
2. 本社スタッフにつきまして、社員の一齐感染による業務停止を防止するため、時短勤務及びテレワーク等の対応を引き続き行います。そのため、通常よりもお電話が繋がりにくく、対応が遅くなることが想定されます。
3. 管理組合行事(総会、理事会、防災訓練等)については、社員が出席できない場合もありますので、可能な限り延期頂きますようお願い申し上げます。
4. 有料施設(駐車場・バイク・自転車・水道)の申し込み及び解約等につきましては下のQRコードからWebにアクセスの上、お手続きをお願い申し上げます。



<https://www.eslead-kanri.co.jp/contact/>

停止期間:「緊急事態宣言」終了まで

※上記期間の問い合わせ先 エスリード建物管理株式会社 TEL: 06-6345-3190

以上